

まずは廃棄物の減量

適正処理を進める前に、行わなければならないことは廃棄物の減量です。廃棄物の収集・運搬、処分はもとより、リサイクルを行うに当たっても石油や電気などの多くのエネルギーが必要となります。

廃棄物の減量は地球環境を守るだけでなく、処理費用の削減、事業所のイメージアップにもつながります。 **P23**

大事なのは廃棄物を出さないことなんだ。



処理の流れを確認することが大切

産業廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬業者に引き渡しても事業者の責任がなくなるわけではありません。事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を発行し、その廃棄物が適正に処理されているか把握しておく必要があります。 **P20**



最終処分が終了するまで、しっかりチェックしましょう。

(事業者の処理)

第12条 (前略)

7 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

マニフェスト

委託した産業廃棄物の処理の流れを把握するために、排出した事業者が処理を委託した業者に発行する書類を産業廃棄物管理票(マニフェスト)といいます。マニフェストは5年間保存する義務があります。 **P20**

マニフェスト 交付等状況報告書

前年度のマニフェストの発行枚数や排出量等について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を毎年6月30日までに京都市に提出してください。

報告は毎年。保存は5年と覚えておいてね。

P26



委託には基準があります

廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しましょう。

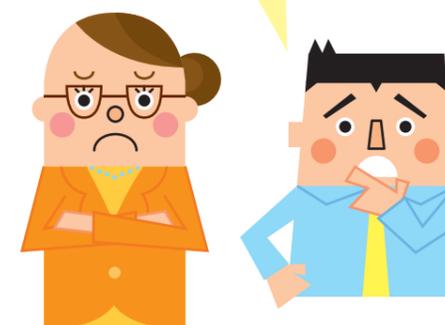
事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可の内容が異なりますので、廃棄物の種類に応じて適切に処理業者を選ぶ必要があります。



委託基準違反の罰則

事業者が、事業系廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます。

正しく業者を選ぶことも事業者の責任なんですね。



処理業者が不法投棄を
すると、排出した事業者にも責任が及ぶの。

不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄を行うと厳しい罰則が科せられます。処理を委託した業者が不法投棄を行った場合であっても、排出した事業者の責任が問われることがあるため、最終処分されるまでの流れを確認する必要があります。

不法投棄の罰則

不法投棄をすると、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下の罰金)など、非常に厳しい罰則が科せられます。

